

令和 8 年 7 月 15 日

告 示

当財団は、JBC 制裁規程第 3 条第 3 項第 5 号（制裁処分）に基づき、試合役員である葛城明彦氏（ライセンスNo.29533）を令和 8 年 5 月 10 日より 8 月 9 日まで 3 か月間のライセンス停止処分とする。

1. 処分の根拠となる規程

- ・JBC ルール第 45 条第 2 項（審判員の中立公正義務）
- ・倫理規程第 2 条（品位保持・信頼維持義務）および第 3 条（社会秩序維持義務）
- ・制裁規程第 3 条第 3 項第 5 号

2. 処分理由

- (1) 試合役員の地位を利用した現役選手への不当な接触及び心理的圧迫行為が認められたため
- (2) 組織秩序を損なう「匿名文書」への関与および扇動行為が認められたため。

以上

一般財団法人日本ボクシングコミッション